



墨田区国民保護計画 素案の概要

パブリック・コメント用

～皆様のご意見をお寄せください～

墨田区では、
国民保護法に基づき、
武力攻撃や大規模テロ等に際して、
的確かつ迅速に国民保護措置を行うため、
平成18年度中に「墨田区国民保護計画」を作成します。

この度、
素案がまとまりましたので、
区民の皆様のご意見を募集します。

平成18年10月

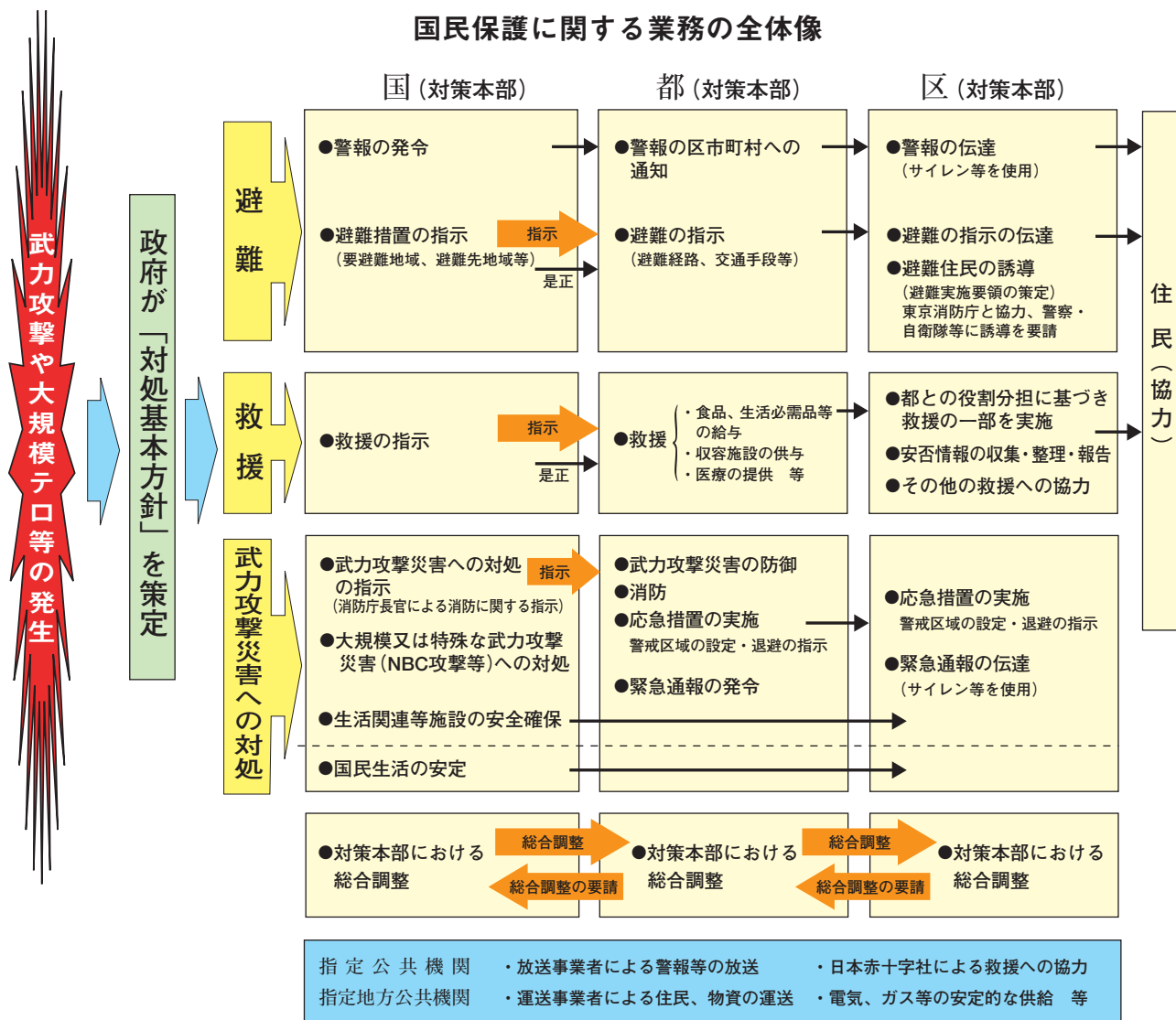
墨 田 区

国民保護とは？

平成16年9月に、「国民保護法」（正式名称：「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）が施行されました。

国民保護とは、国民保護法に基づき、武力攻撃や大規模テロ等の事態により生じる災害から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした事態が発生した場合、国や都道府県、区市町村などが連携・協力して、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を実施します。

国民保護に関する業務の全体像



国、都、区、指定（地方）公共機関等が相互に連携

国民保護の仕組みに関する詳しい情報は、下記ホームページでご覧いただけます。

- ・国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>



警報のサイレン

皆さんの安全を守るため、武力攻撃や大規模テロなどが迫り又は発生した地域には、区市町村から防災行政無線のサイレンを使って注意を呼びかけることとしています。サイレン音は、上の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。

第1編 総論

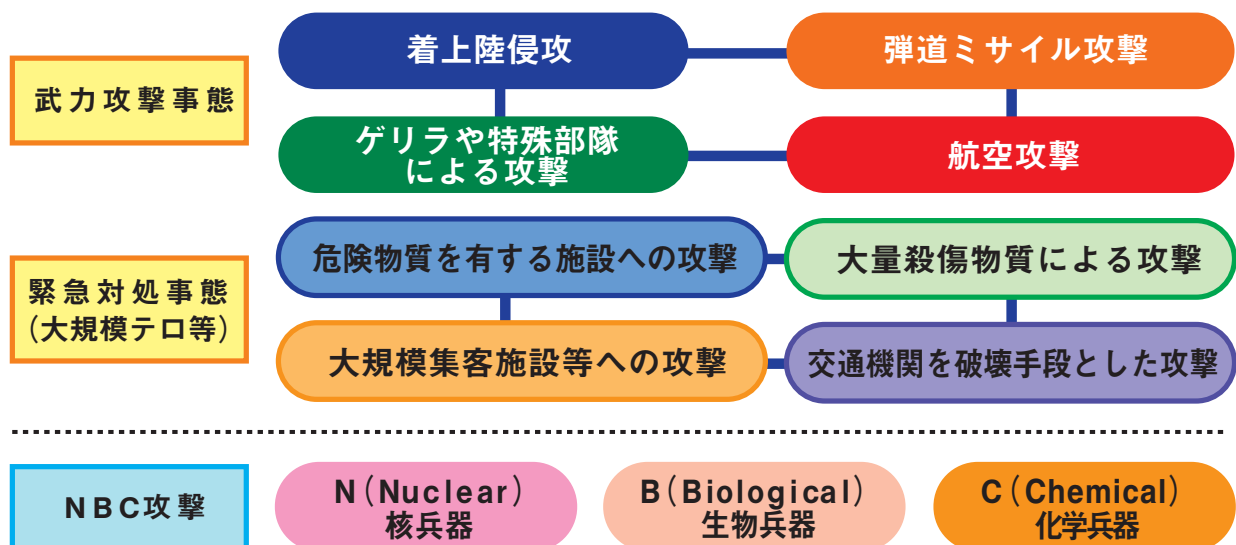
国民保護措置に関する基本方針

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 基本的人権の尊重② 国民の権利利益の迅速な救済③ 国民に対する情報提供④ 関係機関相互の連携協力の確保⑤ 国民の協力 | <ul style="list-style-type: none">⑥ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保⑨ 外国人への国民保護措置の適用 |
|--|--|

墨田区の地理的・社会的特徴と留意点

- 東京都の東部に位置し、隅田川と荒川に挟まれ、7区と接している。
→ 区境の橋梁の安全確保や周辺区との連携体制の整備が必要です。
- 高齢者人口割合が急速に伸びている。
→ 災害要援護者への配慮が必要です。
- 流出・流入人口が多い。
→ 情報伝達等の体制整備など帰宅困難者対策が必要です。
- 外国人人口が、区の人口の3.5%を占める。
→ 外国人への警報伝達、避難誘導等のあり方等に配慮する必要があります。
- 鉄道網が整備され、比較的交通利便性が高い。
→ 避難時における鉄道の使用のあり方について、事業者と協議しておく必要があります。
- 木造密集市街地が多く存在する。
→ 火災対策が重要であり、不燃化を積極的に推進する必要があります。
- 新タワー建設に伴い、大規模集客施設や大規模イベントの増加が想定される。
→ これらの施設・イベントが攻撃目標となる事態を想定したマニュアルの整備や訓練等を通じて、関係機関との連携体制を整備する必要があります。

想定する事態



第2編 平素からの備え

■区における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、24時間即応が可能な体制や、事態の状況に応じた初動体制、配備基準など、必要な組織・体制を整備します。

■関係機関との連携体制の整備

国、東京都、警察、消防、近隣区、指定公共機関、事業所、住民防災組織等との連携協力体制を整備します。

■特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

国民保護措置に関する職務・業務・協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使
用される場所・車両・船舶・航空機等を識別するために使用する特殊標章(※)の交付
等に必要な体制を整備します。

■情報収集・提供等の体制整備

国民保護に関する情報収集・提供、警報の内容の伝達、被災情報の収集・連絡等の体制
について、防災における体制を活用するほか、安否情報の収集、整理及び提供に関す
る体制を整備します。

■研修及び訓練

職員に対する研修を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとと
もに、実践的な訓練を通じて、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めます。

■避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え

避難施設のリストなど基礎的資料を準備するとともに、避難実施要領のパターンを
あらかじめ作成します。また、避難住民や緊急物資の輸送体制を整備するよう努めま
す。

■物資及び資材の備蓄・整備

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とは相互に兼ねるものとし、特に必
要となるものについては、東京都等の整備状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努めます。

■国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発を行うとともに、武力攻撃事態等において住民がとるべき行
動等について周知を図ります。



※特殊標章

このマークは、ジュネーヴ諸条約追加議定書I(1949年)に規定されている国際的な特殊標章であり、国民保護措置に係る職務・業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使
用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するための
ものです。デザインは、オレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

実施体制

武力攻撃事態等の事案の発生を把握した場合は、**墨田区危機管理連絡会議**又は**墨田区危機管理対策本部**を設置し、迅速な情報収集・提供など必要な措置を行います。

国から区国民保護対策本部の設置指定の通知を受けた場合は、**墨田区国民保護対策本部**（本部長：区長）を設置し、警報の伝達、避難誘導や救援などの国民保護措置を総合的に推進します。

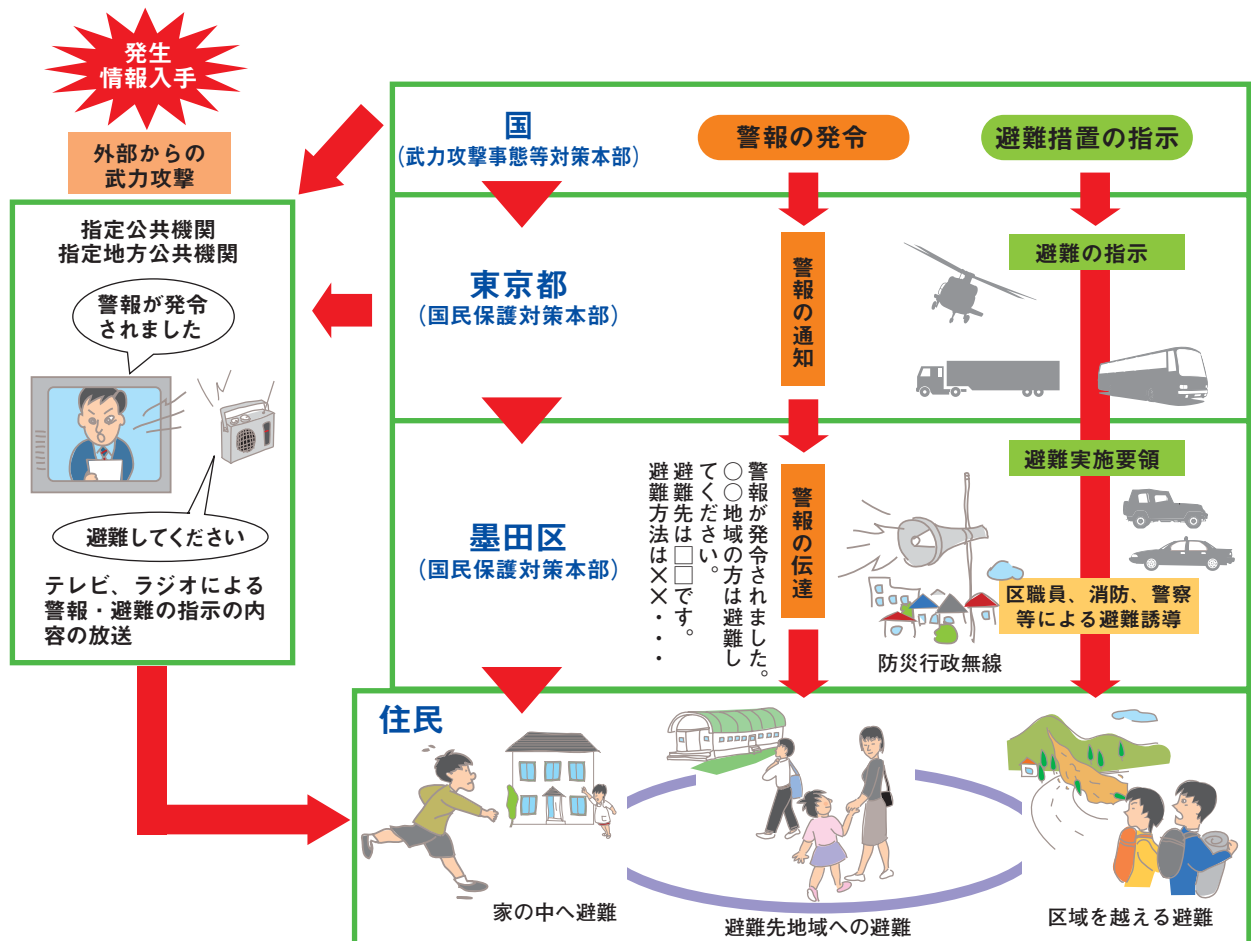
※ 国からの区国民保護対策本部の設置指定前において、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、**墨田区災害対策本部**を設置し、国民保護に準じた措置を行います。

警報の伝達

区は、東京都から警報の通知を受けた場合には、防災行政無線、電子メール、広報車その他の方法により、速やかに、区民及び関係のある公私の団体（消防団、住民防災組織、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。

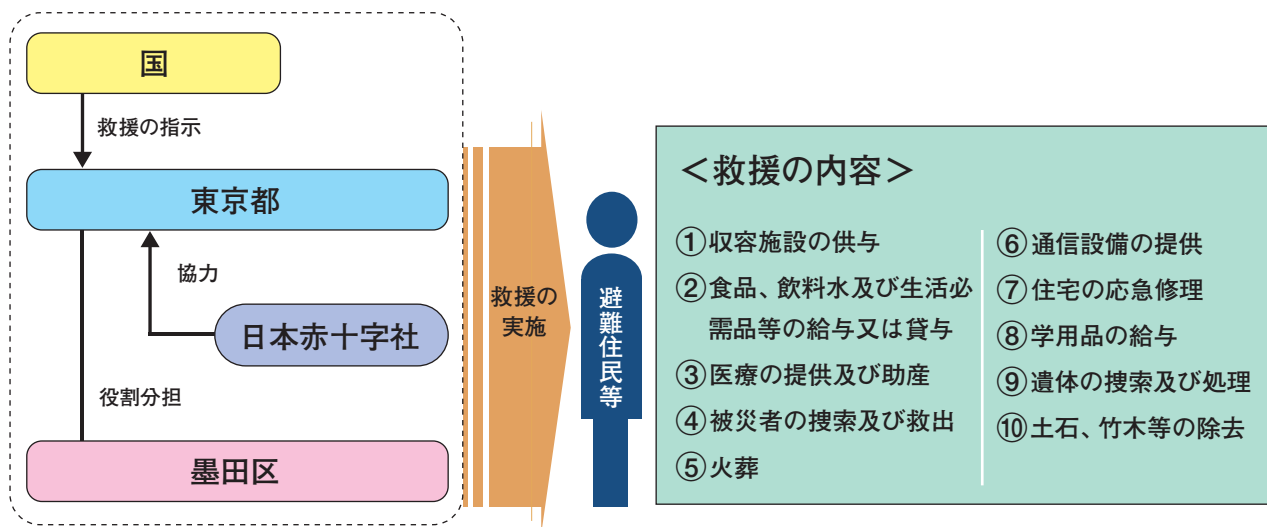
住民の避難誘導

区は、東京都からの避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行います。



救 援

区は、避難住民や被災住民に対し、関係機関の協力を得て救援の措置を行います。

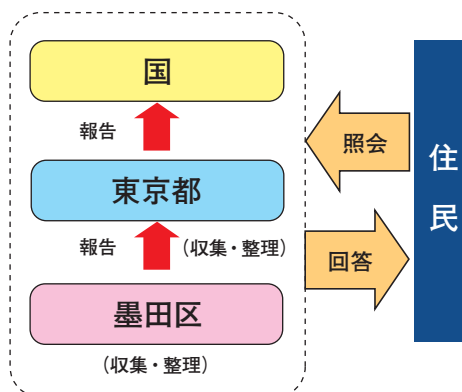


安否情報の収集・提供

区は、避難住民や負傷・死亡した住民の安否情報を収集・整理し、当該情報を東京都へ報告します。

また、住民からの安否情報の照会に対して、照会の目的等を確認の上、回答します。

なお、安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いには十分留意します。



武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行います。

■退避の指示

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し**退避の指示**を行います。

■警戒区域の設定

住民からの通報内容、関係機関からの情報提供等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、**警戒区域の設定**を行います。

■NBC攻撃による災害への対処

国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、退避の指示や警戒区域の設定など初動的な応急措置を講じます。

第4編 復旧等

被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

武力攻撃災害の復旧については、国において本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされているため、区は、国が示す方針に従って東京都と連携して実施します。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

■大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等が発生した場合、区は、武力攻撃事態における国民保護措置（警報の伝達、住民の避難、救援等）の内容・手続に準じて、措置を実施します。

■初動対応力の強化

大規模テロ等の発生時に、住民の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）等の初動対応力の強化を図ります。

■対処マニュアルの整備

区は、東京都が作成する各種対処マニュアルや区の特性を踏まえ、テロ等の類型に応じた各種対処マニュアルを整備します。

また、関係機関と協力し、大規模集客施設等の管理者に対し、当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請します。

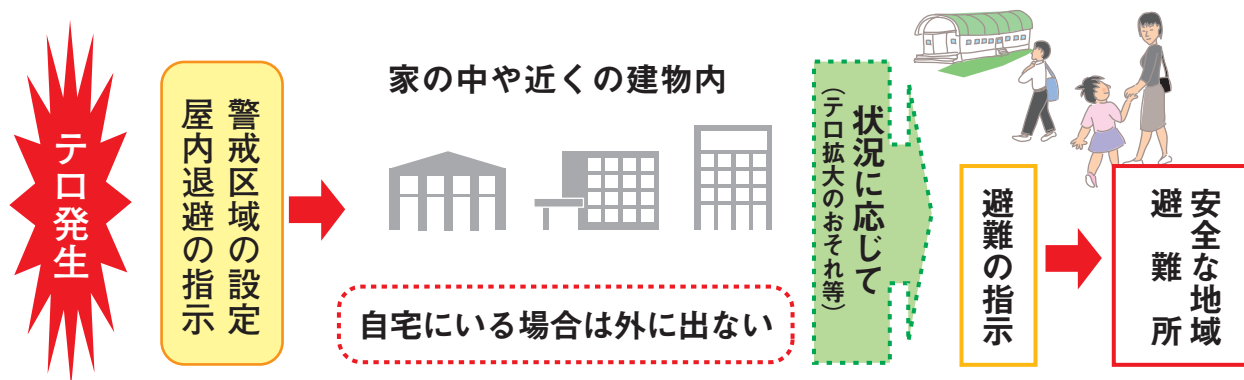
■平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行います。

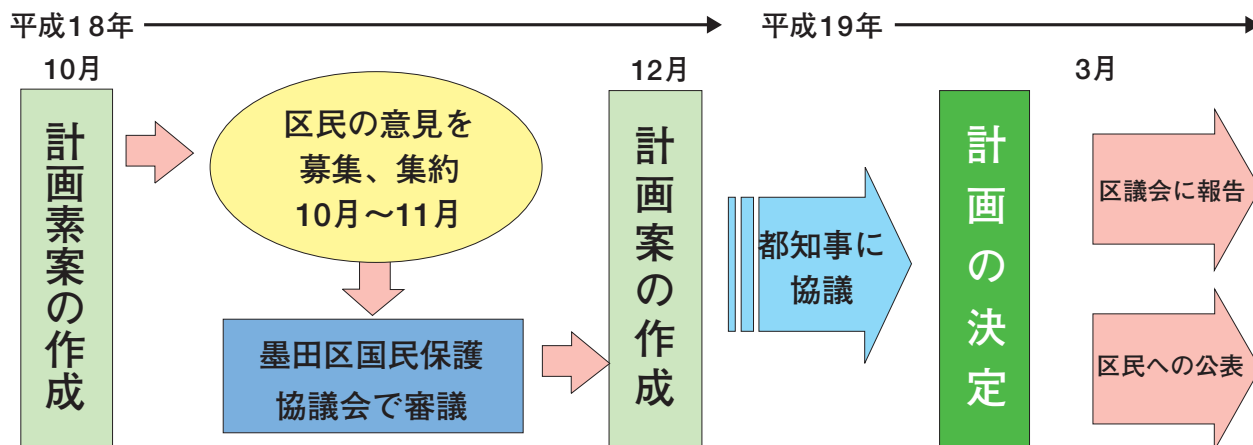
■発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合は、**墨田区緊急対処事態対策本部**を設置するなど、東京都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民の避難、救援、災害対処等の初動対処に取り組みます。

《避難のイメージ（例：屋外で突発的に化学剤を散布するテロ等が発生した場合）》



墨田区国民保護計画の作成スケジュール



ご意見の提出方法

住所、氏名(団体名)、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス又はEメールで平成18年11月12日(必着)までに、下記へお送りください。

計画素案は、区のホームページ (<http://www.city.sumida.lg.jp>)、区民情報コーナー(区役所1階)及び安全支援課(区役所5階)でご覧いただけます

ご意見の提出先

〒130-8640

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区危機管理担当安全支援課

電話 03-5608-6199

ファックス 03-5608-6425

Eメール ANZENSIEN@city.sumida.lg.jp

発行

墨田区危機管理担当安全支援課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6199 ファックス：03-5608-6425

Eメール：ANZENSIEN@city.sumida.lg.jp

ホームページ <http://www.city.sumida.lg.jp>